

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第二十三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の二を削る。

第七条第三項中「同条例」を「給与条例」に改め、「（平成二十七年改正条例附則第六条の規定を適用される職員にあつては、平成二十七年改正条例による改正前の給与条例第十一条の二第二項又は附則第二十二項の規定の例による支給割合により得られる地域手当の額）」を削る。

第十二条第一項の表第十九号の作業の項中「五百円」を「七百元」に改める。

第十二条の二十二第一項中「医療政策部薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務課」に改める。

別表第一吉野土木事務所天川駐在所から黒滝村立学校給食共同調理場までの項中

黒滝中学校

吉野郡黒滝村大字寺戸

を

天川中

黒滝中

学校

吉野郡黒滝村大字寺戸

学校

吉野郡天川村大字沢谷

に改め、同表畜産技

天川中学校

技術センター研究開発第二課から上北山村学校給食センターまでの項中

洞川中学校

吉野郡天川村大字坪内	吉野郡天川村大字洞川

を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。